

令和2年9月18日

教員各位

香川大学長

本学における研究活動に係る対応について（9月18日改定）

「新型コロナウイルス感染症への対応指針（第15報）」（以下、対応指針）を踏まえ、令和2年9月19日以降の本学の研究活動における対応を以下のとおりとします。

※下線部が改定箇所

1. 基本的対応

○本学の危機対策本部が発出する最新の対応方針に従ってください。

2. 研究環境について

○研究活動の実施場所において、感染対策を講じ衛生環境を整備するとともに、3つの条件（密閉、密集、密接）を回避してください。

3. 研究活動について

1) 教員の研究活動

○研究活動は、上記1及び2に照らし、感染リスクの回避対策を徹底したうえで行ってください。

○研究活動のため県外に移動する必要がある場合、感染回避に充分留意して下さい。

○特に、感染者が継続して確認されている地域に移動する場合、感染回避策を徹底してください。

○本学が主催する学会・研究会等については、対応指針の「9. 諸行事の開催について」に記載された条件を満たした場合、開催を可能とします。

○本学以外が主催する学会・研究会等については、感染予防策が充分取られている場合、参加を可能とします。

2) 教員の指導の下で学生が主体的に行う研究活動（卒論研究、修士研究、博士研究、フィールド調査、研究発表、研究ミーティング等）

○学生を招集して対面で行う研究室ゼミ、研究ミーティング等は、感染回避対策を講じた上で行ってください。

○指導学生に、研究室等での活動における感染防止について自覚を促してください。

○研究活動のため県外に移動する必要がある場合、感染回避に充分留意するよう指導してください。

○特に、感染者が継続して確認されている地域に移動する場合、感染回避策を徹底するよう指導してください。

○本学以外が主催する学会・研究会等については、感染予防策が充分取られている場合、参加を可能とする旨指導してください。

※上記の外、部局等が個別に定める事項については、部局長・研究科長の指示に従ってください。

4. その他の研究業務に係る対応

○申請や報告等にかかる業務について、遅滞が懸念されるものについては、部局の担当部署に問い合わせてください。

上記の措置の継続および解除については、危機対策本部で決定し通知します。

以上